

松島町立松島中学校

「松島町立中学校に係る部活動の方針」運用規定

令和元年10月策定

策定の趣旨

中学校における部活動は、学校教育活動の一環として、スポーツや文化に興味と関心をもつ同好の生徒が、自主的・自発的な参加により行われるもので、スポーツや文化に親しむ中で人間性や社会性を磨き、困難を乗り越えようとするたくましい心を育てることができる教育的意義の高い活動である。

教育的価値の高い部活動の在り方について、スポーツ障害の予防や生徒のバランスのとれた生活と成長の確保など様々な観点に立ち、併せて教員の働き方改革にも資するよう、平成30年3月にスポーツ庁において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定され、宮城県ではこのガイドラインに則り「部活動での指導ガイドライン及び部活動指導の手引き」が策定された。また、松島町教育委員会では、国のガイドライン及び県の方針に則り、平成30年12月に「松島町立中学校に係る部活動の方針」を策定した。

松島中学校においては、「松島町立中学校に係る部活動の方針」に則り部活動を実施するが、運用に当たり各部活動の特性等に鑑み、配慮する必要がある内容もあるため、運用規定を設定した。なお、運用規定は、運動部活動と文化部活動の区別をすることなく、適用する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動指導計画の策定

学校は、「町方針」を踏まえ、毎年度、「部活動指導計画」を作成し、松島町教育委員会に提出する。また、職員会議等ですべての教職員が、部活動指導計画を確認、共通理解を図るものとする。

さらに、部活動指導計画の学校ホームページへの掲載や PTA 総会、学校だより等を利用して公表するとともに、練習計画や試合日程等の適切な実施について、保護者の理解と協力を得るよう努めるものとする。

2 適切な休養日等の設定

(1) 学期中の休養日の設定

週2日以上 of 休養日を設定する。休養日には、月曜日及び土・日曜日のいずれか1日を充てるものとする。

なお、大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、直近の日に代替の休養日を確保する。

- ・大会等には、コンクール、地域行事への参加等を含む。
- ・3連休の場合は、1日は休養日とする。4連休の場合は、2日は休養日とする。5連休以上の場合は、校長と協議する。
- ・定期考査の取り扱いについては、学期末考査前の5日間は、中間考査前の3日間は、活動を行わない。但し、以下の事由等、やむを得ない事情が生じた場合は、速やかに校長に相談する。

○休養日設定期間中に中体連等主催による大会等が開催される場合は、保護者の承諾を得た生徒のみの参加を認めるものとする。

（２）長期休業中の休養日の設定

長期休業の意義を考慮して、土・日曜日は休養日とする。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、生徒が部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期の休養期間を設けること。特に夏季休業中、冬季休業中の学校閉庁の期間は活動を行わない。

但し、以下の事由等、やむを得ない事情が生じた場合は、速やかに校長に相談すること。また、保護者の承諾を得た生徒のみの参加を認めるものとする。なお、実施した場合は、必ず直近の日に代替の休養日を確保する。

- ①休養日設定期間中ではあるが、直近に中体連等主催による大会等が開催される場合
- ②県内外の強豪中学校（対戦相手）との試合が実現する場合
- ③県内外での有名な外部指導者からの指導の機会が実現する場合

（３）活動時間

合理的でかつ効率的・効果的な活動を行い、平日では部活動指導計画による。学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）では、３時間を原則とするが、部活動の特性により校長の許可のもと活動時間を設定することができる。

但し、大会や練習試合等でやむを得ず延長が生じる場合は予め、部活動延長届けを作成し校長の許可を得るものとする。

（４）朝練習の実施について

朝練習については、禁止とする。但し、やむを得ない事由がある場合は、校長の許可を得て行うことができる。